

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和３年４月９日
招 集 年 月 日	令和３年４月２２日
招 集 場 所	知立市中央公民館１階 大会議室
参 集 時 間	午後１時５６分、委員１７名、市民部長及び事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩 ２ 高村昭広 ３ 林勝則 ４ 毛受浩 ５ 高木芳夫 ６ 永田治男 ７ 杉浦直美 ８ 石原國彦 １０ 藤井公人 １１ 池田とみゑ １２ 竹本有基 １３ 岡田均 １４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸 １６ 中野明夫 １７ 岡田教孝 １８ 石川勝幸 計１７名
事 務 局	篠原源晴事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	９ 鈴木和幸
途 中 退 席	１ 杉原敬浩 （議案第１号１番審議中（農業委員会等に関する法律第３１条：議事参与の制限）
開 会 時 間	午後２時０１分 開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０２分 議事録署名委員の指名 １１．池田 とみゑ １２．竹本 有基 を指名します。（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 １ 号 １ 番	農地法第３条の規定による許可申請について 【議案第１号１番について議案書をもとに説明】 会 長：特に補足の説明やご意見、ご質問等がありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：譲受人に関してはよくご存じのように認定農業者ということで要件につきましては問題ないと思います。 他にご意見、ご質問がなければ許可といたします。 （午後２時１０分）
議 案 第 ２ 号 １ 番 ２ 番	農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第２号１番２番について議案書をもとに一括説明】

3 番	会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは、1 番、2 番いずれも意見なしとします。 （午後 2 時 1 5 分） 【議案第 2 号 3 番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは、意見なしとします。 （午後 2 時 1 8 分）
議 案 第 3 号 1 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答をご報告いただきますようよろしくお願いします。 委員 2：以前、この周辺で農振除外の案件があり、適正な土地がないという話でしたが、このような土地が後から出てきた場合に、農振除外の場所を今後変更することは可能なのでしょうか。 会 長：議案とは別の話になりますが、事務局の見解としてはどのようなものになりますか。 事務局：この該当地につきましては、農振除外の際に、候補地として検討した土地に含まれており、交渉が不成立であったと確認しています。 会 長：他にご意見、ご質問等がなければ、次の議案に移ります。 （午後 2 時 2 4 分）
議 案 第 4 号 1 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご質問はありませんか。 委員 17：申請者の経営移譲地からこの土地が漏れていたということですか。 事務局：はい。知立市内はこの農地のみですが、刈谷市内の農地でも一部漏れていた ので、今回利用権として設定することにしたとのことです。 会 長：他ありますでしょうか。 委 員：（意見なし）

	会 長：それでは承認することといたします。 (午後 2 時 2 7 分)
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号 4 号	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 事務局：【報告第 4 号について訂正箇所を説明】 農業委員会活動の令和 3 年度活動計画（案）について「農林水産省経営局長通知、農業委員会の適正な事務実施について」に基づき毎年度農業委員会活動の活動計画を検討し、作成することとなっております。総会後は 3 0 日間の意見募集期間を設置し、意見募集期間終了後報告し、公表いたします。情報公開の方法についてはHP への公表を予定しています。以上内容につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 会 長：何かご質問等はございますか。 委員 3：令和 3 年度の活動計画ということですが、訂正箇所だけを言われるのではなく、活動計画そのものの 1 から順次内容の説明をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。 事務局：【報告第 4 号について概要説明】 委員 3：「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」で、私が知る限り課題や目標が毎年おおむね同じ文章、内容となっております。周知の徹底や取り組みという状況の中でいろんな場所に出向かれてお話を聞かれていると思いますが、取り組みの反応や状況についてどのようにお感じになられているかお聞かせください。 会 長：正直なところすべて地域をくまなく足を運んでいるわけではないので、一概には申し上げられませんが、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進のところに関して課題といえば、知立市の農業者という新参入については非常に難しいと認識しており、新たに認定農業者として経営しようとしている方はなかなかいらない状況であると思います。現在、4 名お見えになる認定農業者の方は後継者についてそれぞれ工夫やご苦労されてその後継者の方の新規参入をされているという認識はございます。 また、後継者がいない農家さんの農地をどうしていくかについては、農業委員会や地域の中で検討していかなければならないと思います。 委員 3：令和 2 年度の目標及び活動計画の中で 1 経営体の下限面積が 3, 0 0 0 m²とあります。以前も議論いたしましたが、シイタケ栽培などの水稻以外の農家も 3, 0 0 0 m²となるため、考えをお聞かせください。 会 長：毎年、下限面積については、議論していくとお話いたしましたが、3, 0 0 0 m²につきましては現状を踏まえての数字になりますので今後も継続して検討して参りたいと思います。 先回の議論にもありましたが、地域によって面積が異なっておりますので、これに関しては今後の課題になると考えます。

	委員 12:違反転用に関して現状では0となっておりますが、実際には、市内にも駐車場として利用している農地等が存在します。この0という数字は何をもっていわれているのでしょうか。違反転用であるならば、令和3年度の活動計画の中に違反を改善していきような活動をしていかないといつまでたっても是正されないのではないのでしょうか。 事務局:内容的には違反転用の場所もあり、実際、是正の指導が過去からできていないのは確認しています。今後の対応については検討していきたいと思います。その際は、農業委員の皆様にもご協力いただくことになりますのでお願いいたします。 会 長:本年度はその件に関しての取り組みはなしということによろしいですか。 事務局:この計画内には、記載はしませんが引き続き検討してまいります。 会 長:現実には改善していただくのは非常に難しいことかもしれません。しかし、何も対応しないというわけにもいかないため、是非検討していただけたらと思います。 委員 13:各地区で許可なく駐車場として利用している方がおみえになると思うのですが市の税務課としてどの程度把握し、課税されているのでしょうか。農業委員会の方から申告するのはおかしいものだと思いますが、ある程度ペナルティを課すなどしないと収拾がつかなくなるのではないかと思います。現状駐車場になっているところは農地には戻らないと思うので、農業委員会の許可なく転用はできない旨はお伝えし、経済課のから税務課へ該当地についての把握を依頼するなど対策をとっていただければと思います 事務局:今のお話についてすべて確認しているわけではないですが、こちらとは別に税務課が年末に現地確認をした上で判断し課税していると思われます。 市民部長:補足させていただきますが、土地の課税につきましては毎年、1月1日現在の現況課税にて判断させていただいております。年末に市内すべての土地を調査し、調整区域についても、明らかに違反転用と見受けられるところは数年前の航空写真で確認するなどして、所有者に事前告知をし現況課税とさせていただきます。 会 長:農業委員会単独で解決していくということはなかなか難しいところではあると思いますが注意していかなければいけないかと思います。 (午後2時56分)
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について (事務局) (午後2時57分)
閉 会 時 間	午後2時57分 閉会宣言 (会長) 農業委員会総会を閉会します。